

CATHOLIC KYOTO DIOCESE

Catholic Chancery Office
Kawaramachi Sanjo Agaru
Nakagyo-ku, KYOTO,
604-8006 JAPAN
TEL: +81-75-211-3025
FAX: +81-75-211-3041

カトリック京都司教区
〒604-8006
京都市中京区河原町三条上ル
TEL:(075)211-3025
FAX:(075)211-3041
e-mail:curia@kyoto.catholic.jp

Kyo.Prot.N.55/2020

2020年5月16日

京都司教区の皆様

カトリック京都司教区
司教 パウロ大塚喜直

新型コロナウイルス感染症について ミサ等の再開の措置（その5）

5月14日に日本政府が発表した「緊急事態宣言」の一部解除を受け、京都教区は、休止しているミサ等、教会での集会の再開について、以下の通りとします。

1. 主日のミサ参加義務の免除

新型コロナウイルス感染症が終息するまで当面の間、京都司教区のすべての信徒に、主日のミサに参加する義務を免除します。

2. 緊急事態宣言が解除された地域でのミサ等、教会での活動再開の決定

① ブロック毎に、ブロック担当司祭は、以下の2つの感染状況を踏まえ、ミサ等の再開をそれぞれの教会の状況、構造によって、段階的に決定する。

(1) 過去2週間、ブロックか、小教区がある地域(県あるいは市町村)で感染者が確認されていないこと。

(2) 地域の自治体が、外出規制を緩和していること。

同一ブロック内であっても、小教区がある地域の感染状況によって、再開時期は異なってもよい。

② ブロックのモデラートル司祭は、教区本部事務局長と事前に相談し、決定の許可を得ること。

③ 感染者が担当地域で続いて(2~3日)確認された場合、ミサ等を中止とする。

3. 教会でミサや集会を行うときに守るべき要件

ミサ（集会祭儀）・集会・講座等を行うときは、政府が公表している「新しい生活様式」から、感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗いと、「3密」の回避（密集、密接、密閉）を守るため、別紙の「ミサ等、集会を行うときの守るべき要件」(kyo.Prot.N. 56/2020)を確実に満たしてください。

4. 葬儀、結婚式

葬儀や結婚式は、担当司祭・関係者と十分な感染防止対策について相談の上、上記の「要件」を満たして、行ってください。感染者が確認されている地域では、「ミサ等の休止および今後の措置(その4)」(kyo.Prot.N.44/2020)に従ってください。

以上